



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年7月2日火曜日 第2483号

## ◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の募集..... (総務管理課) ... 506  
 自衛官候補生の採用試験..... ( " ) ... 506  
 大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 507  
 土地改良事業の工事の完了..... (農地整備課) ... 507  
 解除予定保安林にする旨の通知(2件)..... (森林整備課) ... 507  
 介護員養成研修事業者の指定(2件)..... (東予地方局地域福祉課、中予地方局地域福祉課) ... 508  
 道路の区域変更(県道城川橋原線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 508  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 508  
 道路の区域変更(県道城川橋原線)..... ( " ) ... 508  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 509

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 509

## 選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 509

## 告 示

### ○愛媛県告示第785号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成25年7月2日

愛媛県知事 中村時広

- 男子(平成25年度3・4月採用分)  
平成25年8月1日(木)から  
9月6日(金)まで
- 女子(平成25年度3・4月採用分)  
平成25年8月1日(木)から  
9月6日(金)まで

### ○愛媛県告示第786号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成25年7月2日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成25年9月16日(月)	新居浜市坂井町二丁目3番18号	新居浜テレコムプラザ	新居浜市、西条市及び四国中央市
	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市民会館	今治市及び越智郡
	松山市味酒町一丁目10番2号	ゴールドビル味酒	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
	大洲市大洲1番地甲ノ5	大洲市肱南公民館	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
	宇和島市曙町1番地	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

(男子) 平成25年 9月17日(火)	松山市味酒町一丁目10番 2号	ゴールドビル味酒	県内全域
(女子) 平成25年 9月22日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第787号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年 7月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ホームセンターハルク	西条市神拝甲584番地	駐車場の位置及び収容台数	250台	112台	平成26年 2月11日	平成25年 6月10日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前 9時から 午後 7時まで	午前 7時から 午前 0時まで	平成25年 7月 1日	
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8時30分から 午後 7時30分まで	午前 6時30分から 午前 0時30分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3箇所	2箇所	平成26年 2月11日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第788号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成25年 7月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	東宇和東部地区	平成25年 3月 8日

法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年 7月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所  
喜多郡内子町大瀬中央4508の2、4508の3、4511の6
- 保安林として指定された目的  
水源<sup>かん</sup>の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第790号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

○愛媛県告示第789号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林

平成25年 7月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
喜多郡内子町本川3750の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第791号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 7月 2日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 定 日
愛媛県立小松高等学校	愛媛県西条市小松町新屋敷乙42番地1	介護職員初任者研修課程	平成25年 6月21日

○愛媛県告示第792号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 7月 2日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 定 日
株式会社ユーミーケア	松山市宮西一丁目2番1号	介護職員初任者研修に関する課程	平成25年 6月24日

○愛媛県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町窪野5169番3地先から 同町窪野5177番2地先まで	旧	メートル 3.7～15.4	キロメートル 0.076	
			新	4.0～15.4	0.076	

○愛媛県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町窪野5169番3地先から 同町窪野5177番2地先まで	平成25年 7月 2日

○愛媛県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町窪野5177番2地先から 同町窪野5177番2地先まで	旧	メートル 7.0～15.4	キロメートル 0.103	
			新	9.9～36.9	0.103	

○愛媛県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成25年7月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町窪野5177番2地先から 同町窪野5177番2地先まで	平成25年7月2日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成25年7月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年6月19日	特定非営利活動法人ほほえみ	都 築 修 造	松山市立花一丁目9番17 ハイツ 三室206号	この法人は、地域の高齢者（要介護状態、要支援状態にある者）に対する相談に応じ、その心身の状況に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、サービス機関と連携し、その者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる様に支援するため居宅介護支援事業を行う。又、高齢者や障害者（児）に対し、その家庭や地域で自立した生活を営むことができるよう、その心身、その他の状況、その置かれた環境に対応し、利用者の人格を尊重しながらその個性を大切に介護サービスを提供することにより地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正について

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年7月2日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略			省略		
八幡浜市民スポーツセンター（会議室）	省略		八幡浜市民スポーツセンター（会議室）	省略	
みなと交流館（多目的ホール）	八幡浜市1581番地23及び1584番地	100			
みなと交流館（会議室）	八幡浜市1581番地23及び1584番地	50			
省略			省略		